

各地方振興局長 様
(保健福祉環境部扱い)

環 境 生 活 部 長

廃棄物処理施設設置等事前協議及び廃棄物処理施設等の構造基準及び維持管理基準
に関する留意事項について

循環型地域社会の形成に関する条例及び同施行規則が、平成15年4月1日から施行されましたが、その運用に伴う留意事項について、次のとおり定めたので、廃棄物処理施設等の設置者等への指導について遺漏のないようにしてください。

なお、廃棄物処理施設等について、法令及びこれに基づく通知等による規制がある場合は、その規定が優先されますので申し添えます。

記

1 廃棄物処理施設設置等事前協議

(1) 周辺住民に対する事前説明（条例第24条、規則第16条）

ア 事前説明の対象となる事業場の周辺地域の居住者のうち生活環境に対する影響を勘案し利害関係を有すると認められる者とは、原則として積替保管施設は事業場の用地から200m、中間処理施設の場合は300m、最終処分場の場合は500mの範囲に居住する者とするが、焼却施設等においては、設置条件や気象条件を勘案し、生活環境に対する影響が及ぶ範囲（最大濃度出現距離など）に居住する者を含めるなど個別事案に応じ事前説明の対象範囲を拡大することを可能としたものであること。

イ 既設の搬入道路で「廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるもの」として、搬入道路の幅員が5m以下である場合などを想定していること。

ウ 事前説明の方法において「関係住民に対し個別に説明を行う方法」には、放流先水路の管理者及び利水者に対する説明の場合、耕作者、漁業者等による団体の代表者を通じて間接的に説明を行う方法も含まれるものであること。

(2) 意見聴取（条例第25条、規則第17条）

知事は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項に関し専門的知識を有する者（廃棄物処理施設設置等専門委員会の委員）に対して生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができること。具体的には、焼却施設や最終処分場、レンダリングプラントなどで生活環境に与える影響が大きいと思料される施設について、廃棄物処理施設設置等専門委員会で協議することが考えられること。

(3) 協議の結果通知（条例第26条）

知事は、協議結果通知書により、協議に係る計画の内容を審査し適正であると認められる場合は協議が調った旨の通知を行うものであり、指導要綱の終了通知に相当するものであること。

また、協議の内容が適正であると認められない場合は、協議者に対し理由を付して協議が調わなかった旨を通知するものであること。なお、協議の内容が適正であると認められない場合として次のことが想定されること。

ア 協議の計画内容が法令に抵触する又はそのおそれがあると認めるとき

イ 照会に対し相当期間経過後に催告通知を行っても回答がないとき

ウ 紛争等で協議が調う見込みがないと認められるとき

(4) 周辺生活環境調査実施方法書

周辺生活環境調査の実施方法は別表1のとおりとすること。

(5) 事前協議に添付する書類及び図面

事前協議に添付する書類及び図面の作成方法は別表2-(1)～(3)のとおりとすること。

2 廃棄物処理施設等の構造に関する共通基準（条例第29条、規則第21条）

(1) 排水処理施設

廃棄物処理施設から排水を公共用水域に放流する場合に設けることとされている排水処理施設は、原則として、排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35号）に定める水質に適合させることのできる能力を有していること。

なお、放流先の流況や利水状況等により、上記水質によっても生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合は、生活環境の保全上の支障を生じさせない水質に適合させることのできる適切な排水処理設備を設けること。また、廃自動車の解体施設の排水処理施設は、原則として、事前選別施設及びそれ以外の2系統に分けること。

(2) 囲い

囲いは、人により容易に破壊されず、かつ、人が通り抜けられない構造であり、原則として1.8m以上の高さを有すること。

なお、「その他廃棄物処理施設等にみだりに人が立ち入ることを防止できる場合」とは、周囲が人がみだりに立ち入ることができない海面、河川、崖等の地形である場合などを想定しているものであること。

(3) 開渠等

施設外部からの雨水等の流入を防止する開渠は、集水域の広さに応じた能力を有するものであるとともに、流れによる洗掘を防止できる構造であること。

なお、開渠その他の設備の断面等は、原則として次の式により算定し決定すること。

○ 雨水流出量の算定

$$Q = I / 360 \times C \times I \times A$$

Q：雨水流出量（ m^3/sec ）

C：流出係数（埋立地の流域の地形、植生等により適当な数値を選ぶ）

I：降雨強度（ mm/h ）（10年確率程度の降雨強度とする）

A：流域面積（ ha ）

○ 断面等の決定

$$Q = A \times V$$

Q：流量（ m^3/sec ）

A : 通水面積 (m²)
V : 平均流速 (m/sec) (マニング公式を採用のこと)

なお、 $V = 1 / n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$

n : 粗度係数
R : 径深 (A/P)
A : 通水断面面積 (m²)
P : 潤辺長 (m)
i : 動水勾配 (水路勾配)

(4) 排ガス処理設備

煙突等から排出される排ガスを生活環境保全上の支障を生じないようにするために設置することとされている排ガス処理設備は、原則として、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）第8条に定める排出基準に適合させることができる能力を有していること。

(5) その他必要な構造等

条例及び規則で規定しているほか、廃棄物処理施設等の構造は、次のような構造を有する必要があると考えられること。

- ①当該施設で処理する産業廃棄物を所定量、定常的に処理する能力を有すること
- ②産業廃棄物の破碎、粉碎等により粉じんが発生する場合には、集じん機、散水装置等の粉じん発生防止装置が設けられていること。
- ③十分な広さを有する駐車場が設けられていること。（廃自動車の解体施設については、必要に応じて設置すること。）

3 産業廃棄物処理施設等の構造に関する個別基準（規則第22条）

(1) 積替・保管施設

ア 全般的事項

産業廃棄物及びこれに接して汚染された雨水等の飛散・流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止できる構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

イ 囲い

安定型産業廃棄物の保管場所であって流出飛散するおそれがない場合は、保管場所の区域が確認できる設備（杭等）で代用できるものとする。

なお、屋内保管の場合で、保管場所として使用する区画、部屋等が、壁等により明確に区分されている場合、かつ当該場所の出入口に施錠できる場合は、囲いは必要ないこと。

ウ 立て札

廃棄物保管場所の立て札等は、保管場所に通常出入りする場所で外部から見やすい場所に設置すること。

エ 床面構造

床面のコンクリート舗装の厚さ（廃自動車の選別品保管場所の場合も含む。）の床面は、原則として15センチメートル以上とし、凍結防止に配慮された下層構造を有すること。

廃自動車の事前選別施設の作業床面は、原則として20センチメートル以上とすること。
 なお、凍結防止についての配慮については、県土整備部で公表している10年確立凍結指数を参考にすること。

オ 仕切壁

仕切り壁は、原則として高さ2メートル以上とすること。

(2) 中間処理施設

廃棄物処理施設等についても法律に規定する産業廃棄物処理施設の構造基準を遵守させる主旨で、その類型に合わせて規定していること。

(3) 最終処分場

ア 共通基準

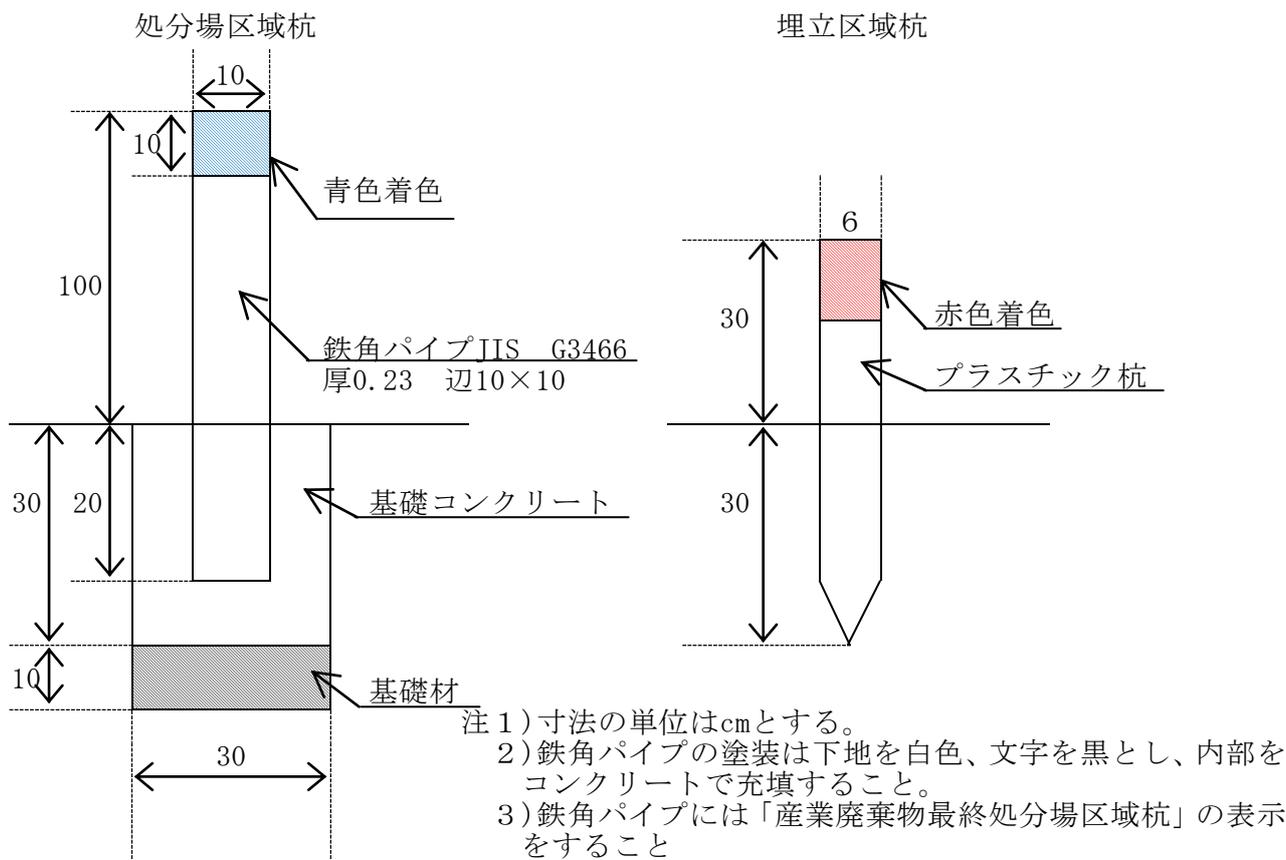
(ア) 保安距離

保安距離は、処分場境界線より内側に、水平距離で2m以上の保安距離（えん堤の場合はのり尻より、擁壁等の場合は基礎部よりの距離。）を保つこと。

なお、隣接地がその他の土地の場合は、接地上の物件が破壊すること等のないよう十分な保安距離を保つこと。

(イ) 区域杭

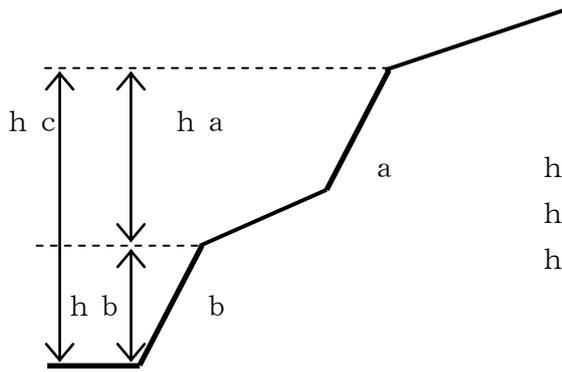
処分場区域に設置する区域杭は、原則として次の構造とすること。



(ウ) 切土高及び勾配の考え方

切土高及び勾配の考え方は、下図のとおりとする。

なお、小段には若干の勾配を設けること。

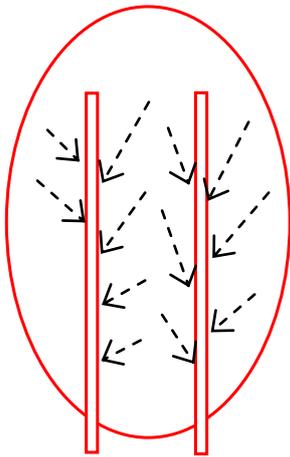


h a : a のり面に対する切土高
 h b : b のり面に対する切土高
 h c : 全体の切土高

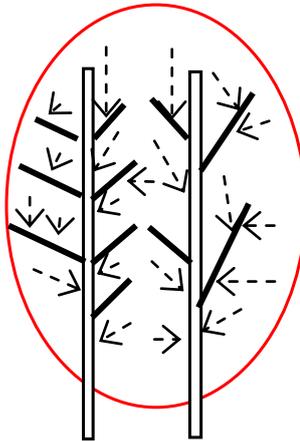
(エ) 埋立地内の集水設備

集水設備は、処理流量及び集排水能力により決定するものとし、浸出水が局部的に滞水することなく速やかに集水できる構造と配置を有すること。

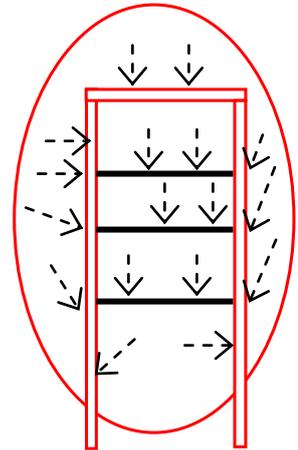
なお、配置形式は下図を基本とし必要に応じ組み合わせるほか、埋立地内に地下水又は湧出水が存する場合は、その背水圧に対して対応できる構造とすること。



①直線形



②分枝形



③ハシゴ形

注) 処理流量は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計とし、降水量は、次の式により算定すること。

$$Q = 1 / 1000 \times C \times I \times A$$

Q : 浸出水量 (m³/日)

C : 浸出係数

I : 降雨量 (mm/日)

A : 埋立地集水面積 (m²)

(注) 降雨量は、最大月間平均降雨量の日換算値とすること。

降雨量のデータは、20年以上とすること。

(オ) 調整池

埋立地内外の地表水を排水先に安全に排水を行うために必要な場合は、調整池等が設けられていること。

イ 管理型

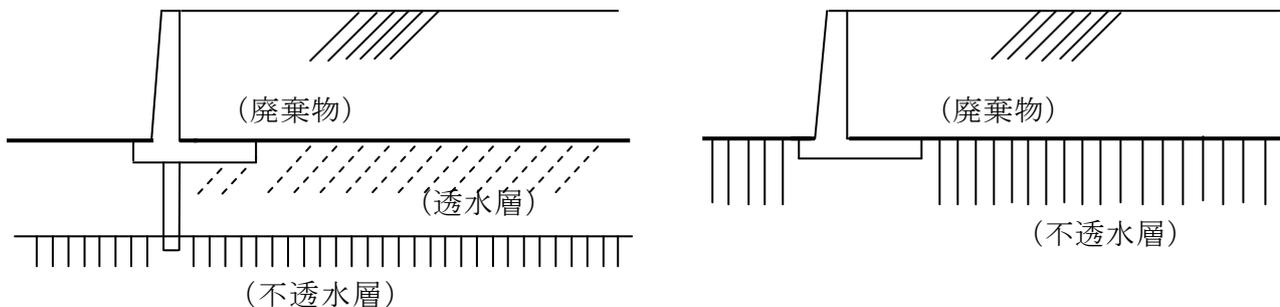
(ア) 擁壁及び堰堤の構造

管理型最終処分場の擁壁等は、埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備は、埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置（コンクリート構造物の場合は土木学会「コンクリート標準示方書」等、鋼材の場合は日本港湾協会「港湾の設備の技術上の基準・同解説」等によること。）により十分な腐食防止対策を施すこと。

なお、コンクリート擁壁がしゃ水壁を兼ねる場合は、日本工業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が1平方センチメートルにつき250キログラム以上のコンクリートで、その厚さが15センチメートル以上のもの又はこれと同等以上のしゃ断効力を有するものとし、具体的な構造は、次のとおりとすること。

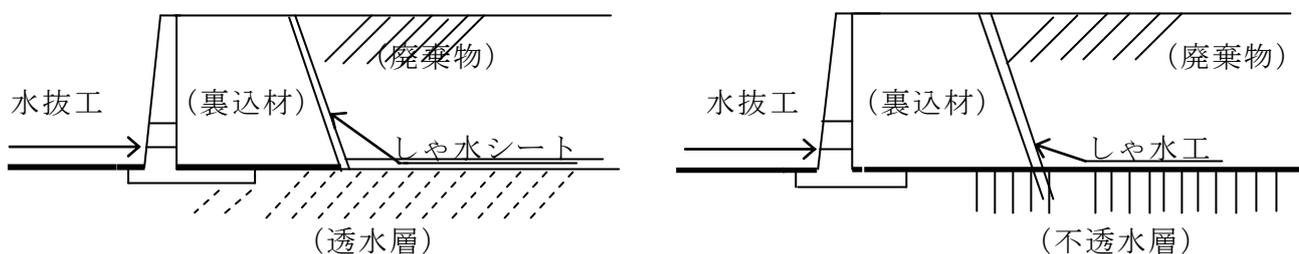
a しゃ水壁を兼ねる場合

下図のようにコンクリート擁壁がしゃ水壁を兼ねる場合は、水抜き孔は設けないこと。また、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならないこと。



b しゃ水壁を兼ねない場合

下図のようにコンクリート擁壁がしゃ水壁を兼ねない場合は、通常の土留壁同様に水抜き孔を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、しゃ水工を施すこと。



(イ) 遮水シートの構造

地盤にシートを確実に固定させるため、天端部及び各小断部を固定すること。

また、シートの接合は、原則として、プレス接着又は熱風溶着とし、接合面の重ね合わせを十分に取り、引張り等に対して十分な強度を備えること。

なお、切土のり面等に湧水がある場合は、しゃ水シート下面に集排水設備を設けるとともに、湧水は、他の排水と分離して排水できる構造とすること。

(ウ) 水質監視用井戸

水質監視用井戸の口径は10センチメートル以上（20センチメートル以上が望ましい。）とすること。

また、地下水水面と第一不透水層の間にストレーナーを設けるほか、地下水採取時に土壌等の混入を防ぐことができる構造であること。

ウ 安定型

(ア) 浸透水採取設備

井戸型の場合、井戸の口径は10センチメートル以上（20センチメートル以上が望ましい。）とすること。

管渠型の場合は、検査に必要な量の浸透水を貯留できる構造を有すること。

(イ) 展開検査設備

床面のコンクリート舗装の厚さ（廃自動車の選別品保管場所の場合も含む。）の床面は、原則として15センチメートル以上とし、凍結防止に配慮された下層構造を有すること。

4 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する共通基準（条例第30条、規則第24条）

(1) 水質検査

条例第30条第8号に掲げる水質検査は、1年に1回以上定期的に行うこと。

なお、水質検査項目は、取り扱う産業廃棄物の種類に応じ適宜決定するものとするが、次表の⑦から⑪の項目は必ず検査すること。

おって、廃自動車の積み替え保管施設及び中間処理施設にあつては、次表の項目、頻度及び許容限度を守ること。

項目	許容限度 (mg/l)	検査頻度	検査方法
① カドミウム及びその化合物 ② 鉛及びその化合物 ③ 六価クロム及びその化合物 ④ 砒素及びその化合物 ⑤ 総水銀 ⑥ PCB	0.1 0.1 0.5 0.1 0.005 0.003	1回/年 以上 (ただし、保管・積換え施設にあつては、②以外の項目を省略することができる。)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
⑦ 水素イオン濃度 ⑧ 生物化学的酸素要求量 ⑨ 化学的酸素要求量 ⑩ 浮遊物質 ⑪ ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5.8~8.6 30 30 60 5	1回/3月 以上 (ただし、保管・積換え施設にあつては、1回/年以上)	

注) 圧縮又は破砕施設が建屋構造であつて排水が発生しない場合は、事業場排水については、①から⑥のうち②以外の項目を省略することができる。

(2) その他必要な措置

条例及び規則で規定しているほか、産業廃棄物処理施設の維持管理に当たっては、次のような措置を講ずる必要があると考えられること。

①搬入される廃棄物について、許可品目以外の廃棄物の混入がないか目視で確認するとともに、必要に応じて、定期的に有害物の有無などの性状確認を行うこと。

②運転開始に当たっては、事前に試験を行い、適切な薬品添加量等を設定して、処理能力が十分発揮できるようにすること。

5 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する個別基準（規則第25条）

（1）積替・保管施設

廃自動車の事前選別作業所における引火爆発を防ぐために必要な措置とは、解体作業所、保管場所、通路には作業動線を設定し、作業員の安全を確保することや、ガソリン等の危険物、重機等の機器の取扱いに関する安全教育を行うことが考えられること。

（2）中間処理施設

廃棄物処理施設等についても法律に規定する産業廃棄物処理施設の構造基準を遵守させる主旨で、その類型に合わせて規定しているほか、「廃棄物の処理に関する指導要綱」で上乘せしていた部分を規定していること。

（3）最終処分場

ア 共通基準

規則に規定したほか、最終処分場の維持管理に当たっては、次のような措置を講ずる必要があると考えられること。

（ア）埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を定期的に点検しこれらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

（イ）のり面は、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うほか、のり面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。

（ウ）調整池等を定期的に点検し、これらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずること。

また、調整池等からの排水について、生活環境の保全上支障がないように必要な措置を講ずること。

イ 遮断型

埋立地に設けられた上屋を定期的に点検し、上屋の破損又は雨水の流入のおそれがあると認められる場合には、速やかに補修等必要な措置を講ずること。

ウ 管理型

（ア）地下水の検査等によりしゃ水効果を確認するほか、しゃ水工を定期的に点検し、しゃ水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

（イ）通気装置を設置している埋立地においては、通気装置を定期的に点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除すること。

（ウ）当日必要な覆土のための土砂は、原則として、最終処分場内に保管すること。

ただし、処分場の近隣に土砂採取場所又は保管場所が確保されている場合はこの限りでない。

エ 安定型

（ア）展開検査の記録事項は、検査日、時刻、検査担当者、排出事業者、被検査車両番号、検査結果及び検査の結果講じた措置等すること。

なお、検査の都度、展開した廃棄物を写真撮影し、写真を保存することが望ましい。

- (イ) 当日必要な覆土のための土砂は、原則として、最終処分場内に保管すること。
ただし、処分場の近隣に土砂採取場所又は保管場所が確保されている場合はこの限りでない。